

令和4年度 経営所得安定対策等の概要

東北農政局
福島県拠点

【お知らせ】 令和4年度の交付申請期間は、**4月1日(金)から6月30日(木)**までです。

※詳しくは、最寄りの地域農業再生協議会又は東北農政局福島県拠点にお問い合わせ下さい。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【水田・畑地共通】（概算決定額2,058億円）

◇担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付。

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

【交付単価：令和2～4年産の平均交付単価】 ※交付単価は品質区分に応じて設定

数量払

交付単価は品質区分に応じて増減

※麦、大豆、そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法により助成対象数量が確認出来ることが条件。

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg
はだか麦	9,560円/60kg

対象作物	平均交付単価
大豆	9,930円/60kg
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外。

面積払

当年産の作付面積に基づき交付
(数量払を基本に、
その内金として面積払を先払い)

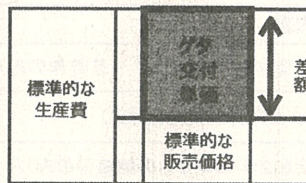
※当年産の作付けが確認でき、数量払の交付申請を行う者が交付対象。

20,000円/10a

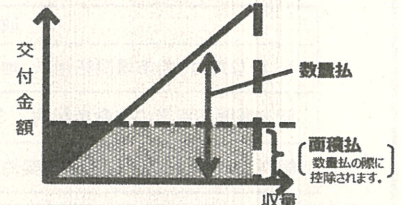
(そばについては、13,000円/10a)

畑作物の直接支払交付金のイメージ

<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）（概算決定額683億円）

◇農業者の米、麦、大豆等の当年産の収入額の合計（10aの収入計）が標準的収入額を下回った場合に、その差額9割を補てんします。

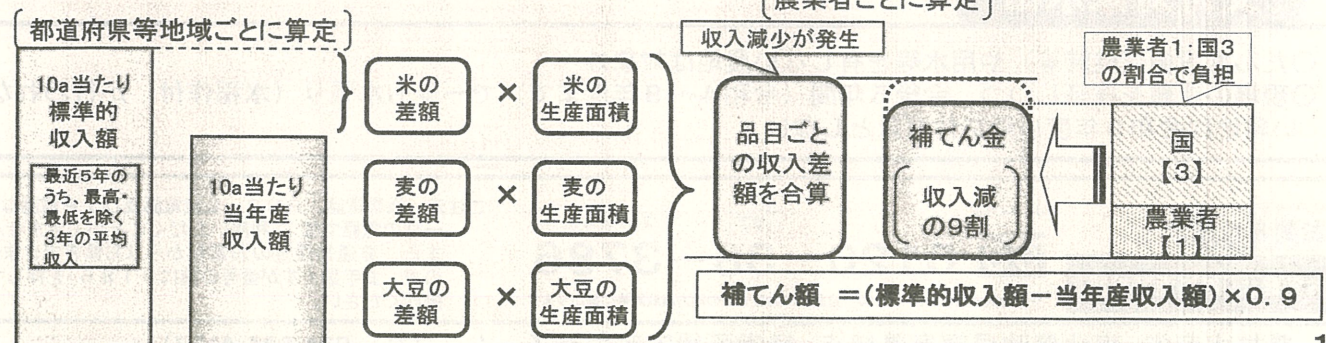
◇補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

◇このため、農業者の積立金の拠出が必要となりますが、積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

【注】ナラシ対策と収入保険の同時加入はできません！

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外



水田活用の直接支払交付金

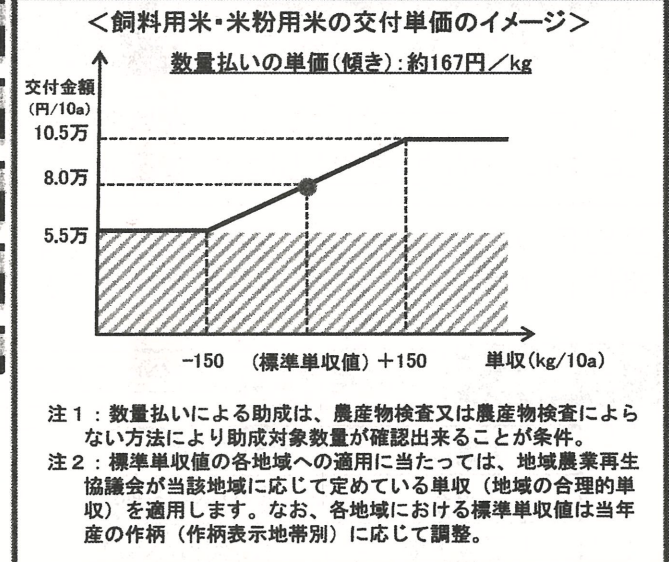
(概算決定額3,050億円)

- ◇ 水田で麦、大豆、飼料用米、野菜等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。
- ◇ 支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農です。

① 戦略作物助成 (基幹作のみ対象)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a※2
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※3

- ※1: 飼料用とうもろこしを含む
- ※2: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- ※3: 標準単収以上の収量が確認できた者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価(8万円/10a)で支援



<標準単収値の作柄調整の考え方> ※(小数点以下切り上げ)

$$\text{標準単収値} = \frac{\text{地域の合理的な単収}}{\text{標準単収}} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり平年収量}}$$

② 産地交付金

- 地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定します。
- また、取組に応じた配分を県に対して行います。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約(3年以上の新規契約を対象)	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約(令和2年・3年からの継続分のみ)	0.6万円/10a

※4: 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

③ 水田農業高収益化推進助成

- 県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。

支援内容	交付単価
高収益作物定着促進支援: 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援	2.0万円/10a(3.0万円※5/10a) × 5年間
高収益作物畑地化支援: 高収益作物による畑地化の取組を支援※6	17.5万円/10a
子実用とうもろこし支援: 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援	1.0万円/10a

※5: 加工・業務用野菜等の場合

※6: 令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑化は10.5万円/10aで支援

交付対象水田

- たん水設備(畦畔等)や用水等を有しない農地は対象外
- 現場の課題を検証しつつ、今後5年間(令和4～8年度まで)で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

お問合せ先

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間: 平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

サブ

ミニハイロー

ご注意: 携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など、一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。